

広島市告示（南区）第9号

令和8年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、南区役所建設部維持管理課区出納員事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

南区役所建設部維持管理課

ぼい捨て防止指導員 大空 光夫

ぼい捨て防止指導員 竹益 和芳

2 委任させた事務

広島市ぼい捨て等の防止に関する条例第20条の規定に基づく過料の収納

3 委任年月日

令和8年4月1日

4 委任期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで